

1. 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

少子化の進行、地域のつながりの希薄化、核家族化の進展、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、少子化の一方で待機児童などの課題も依然としてみられる状況です。

豊岡市では、「子どもが元気に育つまち・子育てが楽しいまち 豊岡」を基本理念とし、子育て支援に取り組んできました。しかしながら、共働き世帯の増加等の理由から、長時間保育のニーズが高まっており、子育て支援の取組のさらなる充実、仕事と子育てを両立できる就学前の教育・保育の確保は喫緊の課題となっています。

「豊岡市 第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的な認識のもと、本市の子ども・子育て家庭の現状と課題、潜在的なニーズを踏まえ、子どもを安心して産み育てられること、子どもが集団の中で互いに育ちあう環境を確保すること、また、子育ての不安や負担感を和らげ、親子がしっかりと向き合い、子育てが楽しいと感じられるよう地域や社会全体で子育てを支援していくことをめざして、向こう5年間で取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

1-3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年の計画とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画策定					
			中間見直し		

1-4 計画策定の経緯

国では、平成 15 年に時代の社会を担う子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めるため、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。平成 24 年 8 月には子ども・子育て関連 3 法*を制定し、就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項に基づき設置した「豊岡市子ども・子育て会議」における審議を踏まえて策定するものです。

「豊岡市子ども・子育て会議」は、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成し、子ども・子育て支援事業計画の内容や、施策の推進等に関して審議してきました。

また、計画の検討段階では、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（平成 30 年 11 月～12 月に実施）を行い、現在の就学前の教育・保育事業の利用状況や利用希望等を十分に踏まえた上で、提供体制の確保方策に反映しています。

*子ども・子育て関連 3 法

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法第 66 号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

1-5 他計画との関係

本計画においては、「豊岡市基本構想」に基づき子ども・子育て支援の取組を進めるとともに、「豊岡市障害者福祉計画」、「とよおか教育プラン」などの他の計画との整合を図りながら、連携して子ども・子育て支援の取組を推進していきます。

また、本計画は「豊岡市幼児教育・保育および放課後児童のあり方計画」と整合性を図りながら策定するものです。

